

**液化石油ガス法規則 別表第4 の充てん設備の
「液化石油ガスの通る部分の耐圧試験」及び「液化石油ガスの通る部分の肉厚」に係る保安検査方法の運用まとめ**

| 番号 | 検査方法 設備区分 | 目視検査 | | 非破壊検査 | |
|----|--|--|---|--|---|
| | | 外部目視検査 | 内部目視検査 | 肉厚測定 | 肉厚測定以外の非破壊検査 |
| 1 | ①動機器(ポンプ、圧縮機等の回転機械)(4.3.4 a)1) | 【時期】 1年に1回 | 【時期】 分解点検・整備のための開放時ごと。ただし、以下の動機器について、分解点検整備の時期を次の通りにもよい。 ①液中ポンプ 内蔵されている容器の容器再検査時 | 【時期】 左記の内部目視検査で異常が認められたとき | 【時期】 分解点検・整備のための開放時ごと。ただし、以下の動機器について、分解点検整備の時期を次の通りにもよい。 ①液中ポンプ 内蔵されている容器の容器再検査時 |
| 2 | 【内部からの検査が不可能な高圧ガス設備】 ①配管(配管系として管理できる弁、ストレーナ、フィルター等を含み、 <u>フレキシブルチューブ類は含まない。</u>) | 【時期】 1年に1回 | 不要 | 【時期】 1年に1回 【検査の単位】 条件の異なる場所ごとに最も肉厚の減少しやすい箇所について数点以上 | 不要 |
| 3 | ①フレキシブルチューブ類 | 【時期】 1年に1回 【その他注意点】 ①設置状況の維持管理(無理な曲げ、捻れないこと) ②充填ホース等頻繁に取付け取外しを行うもの a) 金属製のもの ・ブレードの破損のないこと(切断、ほぐれ等) ・ブレード部と継手部との接続部における割れ、膨れ等の異常のないこと b) ゴム、樹脂製のもの ・補強層の露出、外層のき裂・膨れ、折れ、つぶれ、金属部分との接続部における割れ・膨れ等のないこと | 不要 | 不要 | 不要 |